

平成13年12月14日
生産局畜産部飼料課

魚粉の製造工場に対する立入検査の実施について

魚粉中へのほ乳動物のたん白質の混入の有無を調査するため、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）に基づき、独立行政法人肥飼料検査所が次のとおり立入検査を実施する。

なお、検査に当たっては、今般、独立行政法人肥飼料検査所が独自に開発したE L I S A法等を用いて分析を行う予定である。

- 1 実施対象工場
飼料用の魚粉を製造する全工場（約80社）
- 2 実施期間
平成13年12月17日～平成14年1月31日
- 3 検査内容
 - ・原料の購入先、購入量等
 - ・肉骨粉等の混入防止対策の実施状況
 - ・サンプルの収集、分析（E L I S A法等）

問い合わせ先：生産局畜産部飼料課
担当者 濱本、功刀
電話 03-3502-8111
内線 4003,4004
夜間直通 03-3501-3778